

或は停止の處分を受けたるときは之を取扱ぐべし

第七 此手帳中乗船及下船、貸費勘定の貸與金額并に賞罰は本會出張所又は各船に於て之を記入すべし又各船に於て本人より貸費返納金を取立てられたるときは其金額を返納の項に記入せらるゝものとす

第八 雜記の部には本人の經歷等に就き後日の參考となるべき事柄を記載するものとす

第九 第五の手帳再渡の申出を受けたる出張所は假手帳を渡し置き速に之を本部に報告して本手帳の交付を請求すべし

第十 手帳の再交付は手帳料金貳圓を徴す但し天災其他不可抗力により亡失したるものにして船長、機關長、事務長若しくは郡市町村長の亡失事實を證明するに足るべき證明書を提出したる時は實費を徴し之を交付すべし

第十一 假手帳は成るべく速に本手帳と引替ゆべし

日本海員救濟會海員養老扶助及弔慰規程

第一條 本會保護の海員にして老年に達し職務を認めたる時或は乗船服務中不行跡又は重大なる過失に因らざる傷痍の爲め不具となり若しくは死亡したるときは本規程に據り養老金扶助金若しくは弔慰金を給與す

第二條 品行方正にして職務に勤勉なりしもの年齢滿五十歳以上に達し海員の職務を認めたる時は左の區別に依り養老金を給與す

- 一、滿三十年以上乗船したるもの 金三百圓以下
 - 二、滿二十五年以上乗船したるもの 金二百圓以下
 - 三、滿二十年以上乗船したるもの 金百五十圓以下
 - 四、滿十五年以上乗船したるもの 金百圓以下
 - 五、滿十年以上乗船したるもの 金六十圓以下
- 第三條 職務を行ふに因りて傷痍を受け海員の職務に従事することを得ざるに